

大阪府労働委員会事務局

## 書証等の提出に当たってのお願い

平成28年1月1日から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づき、「個人番号(マイナンバー)」(以下「個人番号」という。)の利用、提供などが開始されました。

個人番号は、番号法の定める場合を除き、提供を求め、提供すること、収集し又は保管することはできないこととされており、労働委員会は、不当労働行為の審査に当たり、個人番号を収集・保管することができません。

つきましては、当委員会への書証等の提出に当たっては、個人番号が記載された書証等を提出することのないようご注意ください。個人番号が記載された書面(雇用保険関係の書面、労災保険関係の書面、税務署提出用の源泉徴収票など)を提出する際には、個人番号が特定できないよう、必ず個人番号部分を黒塗りにするなど読めない状態にした上で提出してください。

\* 住民票の写し等には、原則として個人番号は記載されませんが、本人の求めに応じて記載されたものが発行される場合があります。これらの書面を提出する場合には、個人番号の記載がないものを提出してください。

\* 社会保障(雇用保険関係、労災保険関係等)や税に関する各種申請書(税務署提出用の源泉徴収票等)等、個人番号の記載欄が設けられた書面(控え)を提出する際には、特に注意してください。

当委員会では法令の規定により個人番号の収集、保管ができませんので、個人番号が記載された書証等を提出されても、当該書類の受付ができません。その場合、その場で当該書証等の返却、個人番号を読めなくした書証等の再提出などを、お願いすることになります。また、書証等の提出(受付)の際、その確認のため、お時間をいただくこととなりますので、書証等の提出は余裕をもって行っていただくようお願いいたします。個人番号が記載された書証等の提出は、審査の遅延を招く事態にもなりかねませんので、十分にご注意いただきますようお願いいたします。

## &lt;参考&gt;

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)  
(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第三十九条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

○逐条解説(内閣府大臣官房番号制度担当室)

## 【第19条第12号関係】

各議院による国政調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査、会計検査院の検査において、その調査等の対象たる資料中に特定個人情報が含まれる場合が想定される。例えば、個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において、漏えいに係る特定個人情報を証拠として裁判所に提出する場合などである。このような場合にも調査等を制限することなく行うため、提供制限の例外とするものである。